

## 人口問題総合戦略本部設置要綱

## (設置)

第1条 本格的な人口減少社会における本県の人口問題への対策を総合的に推進するため、人口問題総合戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 人口減少問題に対応するための総合的な戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 人口減少問題に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他人口減少問題に関し必要な事項

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とする。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が不在のときは、本部長の指名を受けた副本部長が会議を招集し、主宰する。

## (幹事)

第5条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事の会議は、企画振興部管理局長の職にある者が招集し、これを主宰する。

## (事務局)

第6条 本部の事務を処理するため、企画振興部管理局総合政策課に事務局を置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。
- 2 人口問題プロジェクトチーム設置要綱(平成26年8月7日施行)は、廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

特別参与、教育長、公営企業管理者、営業本部長、総務部長、企画振興部長、県民環境部長、保健福祉部長、経済労働部長、農林水産部長、土木部長、副教育長、東京事務所長、東予地方局長、中予地方局長、南予地方局長

別表 2（第 5 条関係）

企画振興部管理局長、総務部管理局総務管理課長、企画振興部管理局総合政策課長、県民環境部管理局県民生活課長、保健福祉部管理局保健福祉課長、経済労働部管理局産業政策課長、農林水産部管理局農政課長、土木部管理局土木管理課長、公営企業管理局総務課長、教育委員会事務局管理部教育総務課長、東予地方局総務企画部地域政策課長、中予地方局総務企画部地域政策課長、南予地方局総務企画部地域政策課長